

## よくあるご質問(監理団体の事業区分変更申請関係)

No.	質問内容	回答
○事業区分変更申請に関するもの		
1-1	優良な監理団体(事業区分変更)への申請は監理団体になって3年経過しないと、申請できないのでしょうか。	活動年数を問う要件はありませんが、優良要件適合申告書のうち大きな配点を占める記2(技能等の修得等に係る実績)Ⅱ・Ⅲについては基礎(初)級・専門(随時3)級の技能検定等を合格の上、第1号・第2号を修了している必要があることに注意が必要です。 なお、合計して全体の6割(90点)以上取ることが出来れば申請可能です。
1-2	優良な監理団体(事業区分変更)への申請をしましたが、許可までにどれくらいの期間がかかりますか。	申請から3～4か月程度を要します。なお、申請書類や添付書類に不備などがある場合はそれ以上の期間を要することがあります。
○他の許可申請及び変更届出の取扱いに関するもの		
2-1	事業区分変更申請時に、監理団体(監理事業所)の住所や名称等の変更を同時に行うことはできますか。	住所や名称変更等の許可証書換については、別途変更届出書及び許可証書換許可申請書(別記様式第17号)等の必要書類を提出してください。
2-2	事業区分変更申請時に、役員・監理責任者・外部監査人又は指定外部役員、職種、送出機関の変更を同時に行うことはできますか。	これらに変更があった場合は、別途変更届出書(別記様式第17号)等の必要書類を提出してください。
2-3	事業区分変更申請時に、特定職種の変更を同時に行うことはできますか。	これらに変更があった場合は、別途監理団体許可条件変更申出書(参考様式第2-17号)等の必要書類を提出してください。

## よくあるご質問(監理団体の事業区分変更申請関係)

No.	質問内容	回答
○優良な監理団体に関するもの		
3-1	いわゆる「優良要件」に該当するかの判断においては、技能検定等の合格率及び合格実績に応じて点数が与えられることになっていますが、実習実施者が複数の監理団体から実習生を受け入れている場合にはどのような計算となるのですか。	技能検定等の合格率及び合格実績については、申請者が実習監理を行った技能実習生について計算します。申請者の傘下の実習実施者が申請者以外の監理団体からも技能実習生を受け入れている場合、他の監理団体の監理の下で実習した技能実習生の合格実績は計算に含めません。
3-2	優良な監理団体になって第3号として受け入れたい技能実習生がいるが、当該実習生の修了までに優良な監理団体の許可が取れそうにない場合はどうすればいいのですか。	すでに優良となっている監理団体(一般監理団体)への転籍(技能実習計画の変更)が必要となりますので、技能実習生本人・実習実施者・送出機関との了解の上で所要の手続きを行って下さい。 なお、一般監理団体の一覧については、機構HPの「監理団体の検索」をご参照ください( <a href="https://www.otit.go.jp/search_kanri/">https://www.otit.go.jp/search_kanri/</a> )。
3-3	監理団体の優良要件の一つである「帰国後の技能実習生に関し、送出機関と提携して行っている就職先の把握の概要」については、実際に帰国した技能実習生について就職先を把握する必要がありますか。	これまでに帰国した技能実習生がいる場合には、その就職先の把握の概要について、帰国した技能実習生がいない場合には、送出機関と連携して行うこととしている就職先の把握の概要についての説明が必要です。
3-4	優良要件適合申告書(監理団体)における「過去3技能実習事業年度」と「直近過去3年以内」はどう違いますか。	技能実習事業年度とは、監理団体の決算期にかかわらず、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる技能実習に関する事業年度のことです。 したがって過去3技能実習事業年度とは、今技能実習事業年度は含まず、前技能実習事業年度から遡って3技能実習事業年度ということになります。 一方、直近過去3年間とは、申請時を起点として遡った過去3年間のことです。

## よくあるご質問(監理団体の事業区分変更申請関係)

No.	質問内容	回答
3-5	優良要件適合申告書(監理団体)が2020年11月に変わったとのことですが、何が変わりましたか。	<p>記4(相談・支援体制)Ⅱ(実習先変更支援ポータルサイトに登録した実習実施者)及びⅢ(他監理団体及び他実習実施者からの技能実習生受入れ実績)に以下の新しい配点が加わりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Ⅱでは全ての実習実施者の中で実習先変更支援サイトに登録した実習実施者が50%以上なら15点、50%未満なら10点の加点となります。</li> <li>・Ⅲでは全ての実習実施者の中で他の監理団体及び実習実施者から実習生を受け入れた実習実施者の割合が50%以上なら25点、50%未満なら15点の加点となります。</li> </ul>
3-6	優良要件適合申告書(監理団体)が2021年8月に変わったとのことですが、何が変わりましたか。	<p>記4(相談・支援体制)Ⅳ(技能実習生の住環境の向上に向けた取組)に以下の新しい配点が加わりました。</p> <p>①入国後講習時の宿泊施設に関し、受け入れている全ての技能実習生について、本人のみが利用する個室を確保し、監理責任者の下、感染予防対策の徹底を行っている場合に、加点の対象となります。ここに言う個室は1人当たり4.5平方メートル以上であり、寝室の要件を満たすものである必要があります。</p> <p>②実習時の宿泊施設に関し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A 監理団体が確保している物件を技能実習生の実習中の宿泊施設として貸与した。</li> <li>B 本人のみが利用する個室の確保ができる借上物件を探している実習実施者又は技能実習生の相談に乗り、条件に見合う宿泊施設を紹介し、実際に借上げに至った。</li> <li>C 技能実習生が自らの意思で住居を選び、自ら賃貸借契約を締結する場合に連帯保証人となる又は家賃債務保証業者を確保した。</li> </ul> <p>のいずれかの方法により、技能実習生本人のみが利用する個室の確保について支援を行った場合、加点の対象になります。</p>

## よくあるご質問(監理団体の事業区分変更申請関係)

No.	質問内容	回答
3-7	優良要件適合申告書記1 I (監査に係るマニュアル等の策定及び監査担当職員への周知)についてマニュアル等を策定したいと考えているが、参考になる資料はありますか。	<p>以下2種類が参考になります。</p> <p>①監査報告書(省令(別記)様式第22号)の別紙資料となっている「監査実施概要」(参考様式第4-7号)</p> <p>②労働関係法令の遵守については厚生労働省の以下のURLでチェックリストが公開されています。</p> <p>→<a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/gaikoku/dl/kannridantai.pdf">https://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/gaikoku/dl/kannridantai.pdf</a></p>
3-8	優良要件適合申告書記1 Ⅲにおける「監理団体の職員」には役員は含まれますか。	役員も監理団体の職員に含まれます。
3-9	優良要件適合申告書記1 V (帰国後の技能実習生のフォローアップ調査への協力)のフォローアップ調査とはどういう調査ですか。	<p>○概要 技能実習を修了して帰国した技能実習生に対して、帰国後の就職状況や職位の変化、日本で修得した技術・技能・知識の活用状況などに把握することにより、技能実習制度の適正・円滑な運用を図るための調査。</p> <p>○調査方法 当機構総務部企画・広報課から所属する監理団体に対して、実習生人数分の母国語調査票及びオンライン調査による回答方法の案内書を送付し、実習生に対して回答を依頼。 実習生は帰国後に調査票(無記名、多肢選択方式)に回答し、母国から当機構調査事務局に調査票を返送又はオンラインで回答。 ※詳細については当機構企画・広報課(TEL:03-6712-1647)にご連絡をお願いします。</p>

## よくあるご質問(監理団体の事業区分変更申請関係)

No.	質問内容	回答
3-10	優良要件適合申告書(監理団体)の記2(技能等の修得等に 係る実績)Ⅱについてどういう技能実習生が計上できますか。	<p>以下の分母・分子に計上される実習生の数を使って得点を計算します。</p> <p>分母: 過去3技能実習事業年度(例えば、2022年度の申請であれば2019年度から2021年度)の間に第2・3号を修了(旧制度は受検者)した実習生からやむを得ない不受検者を引いた数                      ※現行制度(2017年11月1日以降に技能実習を開始)・旧制度それぞれに計上</p> <p>分子: 分母に計上した実習生のうち技能検定(随時2・3級)又は技能実習評価試験(上級・専門級)の実技試験に合格した実習生の数                      ※現行制度(2017年11月1日以降に技能実習を開始)・旧制度それぞれに計上</p>
3-11	優良要件適合申告書(監理団体)の記3(法令違反・問題の発生状況)Ⅰについて改善命令(相当)とはどういうものですか。以前、改善指導を受けたことがあるが該当しますか。	<p>改善命令は改善指導や改善勧告よりも悪質性が高いもので、主務省庁(出入国在留管理庁、厚生労働省)において決定するものであり、ホームページで公示されます。</p> <p>なお、機構(旧制度では各地方入国管理局)による実地検査等により改善指導や改善勧告を受けたことがあっても改善命令には該当しませんが、旧制度の改善命令相当として行政指導を受けている場合は、②(旧制度の「改善命令相当の行政指導」)をチェックしてください。</p>

## よくあるご質問(監理団体の事業区分変更申請関係)

No.	質問内容	回答
3-12	優良要件適合申告書(監理団体)の記4(相談・支援体制)のⅡでいうポータルサイトへの登録とは、具体的にどのような手続きを行えばいいですか。	<p>本項目は、技能実習の継続が困難となった実習生を他の監理団体(実習実施者)からの受け入れに協力する旨の意思を示す(ポータルサイトに募集情報を登録・掲載することにより、実習生の円滑な実習先変更を支援する手続きです。</p> <p>具体的には実習先変更支援サイト(URL:  <a href="https://www.support.otit.go.jp/kanri/">https://www.support.otit.go.jp/kanri/</a>)において監理団体が受け入れに協力する傘下実習実施者の募集情報を登録・掲載してください。(機構担当: 指導援助部援助課 TEL:03-6712-1965)</p>
3-13	優良要件適合申告書(監理団体)の記4(相談・支援体制)のⅢでいう実習先変更とは、実習実施者を変更すればいいですか。	<p>本項目は、直近過去3年以内に、<u>他の監理団体及び他の実習実施者</u>において技能実習の継続が困難となった実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、他の監理団体(実習実施者)傘下の実習生の受入れを行った場合加点するものです。そのため、実習実施者の変更だけでは加点対象になりません。</p>

## よくあるご質問(監理団体の事業区分変更申請関係)

No.	質問内容	回答
3-14	<p>優良要件適合申告書(監理団体)の記5(地域社会との共生)とは具体的に何をすればいいですか。</p>	<p>技能実習制度運用要領第4章第11(6)に以下の記載があります。</p> <p>○「受け入れた技能実習生に対し、日本語の教育の支援を行っていること」については、例えば、以下の事由が該当します。単に日本語学校の紹介をすること、日本語のみの時間を実習中に設定すること、職員との日常会話の機会を増やすことといった対応のみでは、日本語の教育の支援を行っているとはいえません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実習実施者自身が教材を用意し日本語講習を実施すること</li> <li>② 外部講師を招いて日本語教育を実施すること</li> <li>③ 日本語学校へ通学する際の金銭的支援をすること</li> </ul> <p>○「地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること」については、例えば、以下の事由が該当します。一般人向け(日本人向け)のイベントを単に周知するといった対応のみでは、地域社会との交流を行う機会をアレンジしたとはいえません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域祭りを企画して技能実習生を参加させること</li> <li>② ボランティア活動に技能実習生を参加(ゴミ拾い、老人ホーム訪問など)させること</li> <li>③ 町内会に技能実習生を参加させること</li> <li>④ 国際交流イベントを実施して技能実習生を参加させること</li> </ul> <p>○「日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること」については、例えば、以下の事由が該当します。技能実習生と日本食を単に食べに行く、一般人(日本人向け)向けのイベントを単に周知するといった対応のみでは、日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていたとはいえません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 季節ごとのイベントを実施(正月、花見、月見等)すること</li> <li>② 文化講習を実施(実施者の施設内もしくは実施者の主導による茶道体験、折り紙、着付け、和食作り等)すること</li> <li>③ 外部の文化講習等を受講する際の金銭的支援をすること</li> <li>④ 社会科見学(博物館・美術館・寺院等の見学)を実施すること</li> </ul>

## よくあるご質問(監理団体の事業区分変更申請関係)

No.	質問内容	回答
<b>○ 外国の送出機関に関するもの</b>		
4-1	「送出機関番号」及び「整理番号」とはどのような番号ですか。申請書には両方記載が必要ですか。	「送出機関番号」は、二国間取決めを作成している国の送出機関に付された9桁の番号です。 「整理番号」は、二国間取決めを作成していない国の送出機関に付された4桁の番号です。 申請書にはいずれか1つの番号を記載してください。
4-2	「送出機関番号」及び「整理番号」は、公表していますか。	「送出機関番号」については、機構HPの外国政府認定送出機関一覧ページ( <a href="https://www.otit.go.jp/soushutu_kikan_list/">https://www.otit.go.jp/soushutu_kikan_list/</a> )に掲載されている国ごとの認定送出機関リストにおいて公表されています。 「整理番号」については、機構HPで公表しておらず、監理団体許可後又は外国の送出機関の変更に係る変更届出書の提出後、機構から各監理団体に対し、個別にお知らせします。通知書は大切な情報につき紛失しないよう、貴団体で大切に保管してください。
<b>○ 手数料等に関するもの</b>		
5-1	調査手数料をインターネットバンキングで振り込むことはできますか。	手数料を振り込んだことを証明する書類(払込証明書等)は、振込をした事実を金融機関が証明した書類であることが必要であるため、インターネットバンキングでの振込など当該書類が発行されない形態による振込は認められません。



## よくあるご質問(監理団体の事業区分変更申請関係)

No.	質問内容	回答
5-2	先日、事業区分変更申請の書類を郵送しましたが、調査手数料の金額を誤って納めてしまいました。どうすれば良いでしょうか。	<p>○決められた額を超過している場合 超過した額を放棄する場合は、納めた調査手数料と決められた調査手数料の差額の返還を放棄する旨書面(署名・捺印)を送付してください。 超過した額の放棄を希望しない場合は、再度決められた調査手数料を納め、払込を証明する書類を調査手数料払込申告書に貼付したうえで審査課に送付いただければ、当初納めた調査手数料は返金できます。その場合、別途ご案内する調査手数料返還請求書を提出いただくことになります。</p> <p>○決められた額より少ない場合 納めた調査手数料と決められた調査手数料の差額を再度調査手数料払込申告書で振り込んで審査課に郵送してください。</p>
5-3	先日、事業区分変更申請の書類を郵送しましたが、申請手数料(収入印紙)の額を誤って納めてしまいました。どうすれば良いでしょうか。	<p>○決められた額を超過している場合 超過した額を放棄する場合は、電話連絡いただければ申請書の収入印紙欄の近くに「〇月〇日〇〇氏放棄了承済み」と審査課で追記します。 超過した額の放棄を希望しない場合は、別途正しい額の収入印紙を送っていただければ、審査課で張り替えたくて当初の収入印紙を返還します。</p> <p>○決められた額より少ない場合 不足している以上の金額の収入印紙を郵送いただければ受理できます。ただし、収入印紙の合計額が決められた額を超過する場合は、超過した額分の収入印紙を放棄を了承いただく必要があります。</p>
5-4	先日、事業区分変更申請の書類を郵送しましたが、登録免許税の納付先を誤ってしまいました。どうすれば良いでしょうか。	<p>麴町税務署又は納付できる金融機関で、「麴町税務署」宛てに登録免許税を納付し、領収証書の原本を登録免許税納付申告書に貼付した上で郵送してください。機構での手続き後、誤って納付した登録免許税納付申告書の原本を返送するので、原本を持って納付した税務署又は登録免許税を振り込んだ金融機関で還付を受けてください。</p>